



誰もが、  
たからず  
誰かの、  
るもの。

## 「島根県ふるさと伝統工芸品技術後継者表彰」の 表彰式について

島根県では、郷土の自然と県民の暮らしの中で育まれ受け継がれてきた伝統工芸品を「島根県ふるさと伝統工芸品」として指定し、その振興を図っています。

また、「島根県ふるさと伝統工芸品」の製造に従事し、その技術を継承する者に対し、表彰を行っております。

令和5年度の島根県ふるさと伝統工芸品技術後表彰の被表彰者は1名です。

今回、島根県ふるさと伝統工芸品振興委員会会長による「島根県ふるさと伝統工芸品技術後継者表彰」表彰式を執り行いますのでご案内いたします。

### 記

(1) 日 時 令和6年2月2日(金) 13:30~13:50

(2) 会 場 島根県庁 604会議室

島根県ふるさと伝統工芸品技術後継者表彰 被表彰者

工芸品名	被表彰者	製造地域
出西焼	井谷 和雅(いたに かずまさ)	出雲市

島根創生計画	I 活力ある産業をつくる
	2 力強い地域産業づくり
	(3) 地域資源を活かした産業の振興 (P22)

### 【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和5年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanessousei/index.data/shinkikakuR5.pdf>



(島根創生計画)

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanessousei/index.data/souseikeikaku\\_illustrated.pdf](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanessousei/index.data/souseikeikaku_illustrated.pdf)



## 参考

### 島根県ふるさと伝統工芸品

#### ○指定品目

現在 63 品目、81 製造事業者を指定

#### ○指定要件

郷土の自然と県民の暮らしの中で育まれ受け継がれてきた伝統工芸品で、次の要件に該当するもの。

- (1) 島根県内で製造されているもの
- (2) 主として日常生活に使われるもの
- (3) 製造過程の主要部分が手作業によるもの
- (4) 伝統的な技術や技法によって製造されたもの
- (5) 伝統的に使用してきた原材料を使って製造されているもの

### 島根県ふるさと伝統工芸品技術後継者表彰

#### ○表彰者数

現在 66 名（今回の表彰者含む）

#### ○目的

本県において伝統工芸品の製造に従事しその技術を継承する者を表彰することにより、島根県ふるさと伝統工芸品の振興に資する。

#### ○表彰の対象者

- (1) 知事指定のふるさと工芸品の製造に 10 年以上経験を有する者
- (2) 伝統技術を継承し、その技術の向上に意欲を有する者